

オランダ現地調査報告

出張期間：平成 26 年 5 月 11 日（日）～17 日（土）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：Zuid-Holland 州、Noord-Brabant 州及び Gelderland 州の各々 1 施設

1 調査の目的

平成 25 年 2 月にオランダとの間で定めた牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を確認するため、同プログラムに基づき認定された対日輸出施設の現地調査を行った。

2 調査結果

（1）生体受入及び月齢確認

EU のトレーサビリティ制度※に基づき、適切な管理が実施されていた。

※ EU 加盟国では、国番号と 10 桁の識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。

この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号から、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報を調べることができるシステム（I&R システム）が構築されている。このシステムを用いて、耳標をスキャンすることにより、月齢、出生国、飼養国が確認できる。

（2）生体検査

食品消費者安全局（NVWA）の検査官による生体検査が一頭毎に実施されており、歩行困難牛については待機ペンに隔離され、食用のとさがなされないように管理されるとの説明を受けた。

（3）BSE 検査

神経症状を示す牛について BSE 検査が実施されていた。

（査察対象施設において、2012 年及び 2013 年に神経症状を疑う子牛は確認されていない。）

（4）SRM の除去

扁桃及び腸（EC 規則では、全月齢の腸が SRM）の適切な除去が行われていた。なお、昨年生じた扁桃混入事例を踏まえ、念のため、オランダ政府に対し、扁桃の取扱いについて説明し、改めて対日輸出認定施設に対する周知徹底を要請した。

（5）分別管理

ア 対日輸出条件である 12 か月齢以下の子牛のみを処理していた。

イ と体を懸吊する滑車に内蔵された IC チップ若しくはと体に貼付されたシールに耳標情報を含めた情報が入力されており、この情報がと殺から分割、包装、保管、出荷まで維持されていた。

ウ オランダで出生し、飼養された子牛のみを対日輸出用としていた（対日輸出プログラム上は、出生国はオランダに限定していない）。

エ 枝肉及び部分肉を食肉処理施設外の冷蔵・冷凍倉庫等に移送する際は、製品毎に出生国、重量、と畜日等の情報が記載された NVWA 発行の証明書が添付されていた。

(6) 製品保管・出荷

冷蔵庫内において、対日輸出製品が適切に区分されていた。

(7) 書類及び記録の確認

対日輸出プログラム遵守のために必要なマニュアルの整備状況や分別管理等に係るモニタリング記録を検証したところ、(9)に掲げる事項を除き、適切であった。

(8) 政府による監督体制

ア 各施設において作成される対日輸出プロトコル及びその遵守について、NVWA が適切に監視指導を実施していることを確認した。

イ 対日輸出製品について、NVWA による貨物の開梱等を含めた確認の後、適切に衛生証明書が発行されていることを確認した。

(9) 指摘事項

一部の施設において、現場で実施されている作業手順（梱包時における製品とラベルの照合）と標準作業手順書に記載された手順が異なる点を確認されたものの、対日輸出条件の遵守に影響するものではなかった。

3 総括

対日輸出プログラムの実施状況について、特段問題は認められず、引き続き、対日輸出プログラムの遵守徹底を求めた。

フランス現地調査報告

出張期間：平成 26 年 6 月 15 日（日）～21 日（土）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：イル＝エ＝ヴィレーヌ県 2 施設、コート＝ダルモール県 1 施設

1 調査の目的

平成 25 年 2 月にフランスとの間で定めた牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を確認するため、同プログラムに基づき認定された対日輸出施設の現地調査を行った。

2 調査結果

（1）生体受入及び月齢確認

EU のトレーサビリティ制度※に基づき、適切な管理が実施されていた。

※ EU 加盟国では、国番号と 10 桁の識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。

この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号から、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報を調べることができるシステム（I&R システム）が構築されている。このシステムを用いて、耳標をスキャンすることにより、月齢、出生国、飼養国が確認できる。

（2）生体検査

地方獣医局（DDVS）の検査官による生体検査が一頭毎に実施されており、歩行困難牛については待機ペンに隔離され、食用のとさつがなされないように管理されるとの説明を受けた。

（3）BSE 検査

72 か月齢以上の牛について BSE 検査が実施されていた。

（4）SRM の除去

扁桃及び腸（EC 規則では、全月齢の腸が SRM）の適切な除去が行われていた。なお、昨年生じた扁桃混入事例を踏まえ、扁桃の取扱いについて確認したところ、対日輸出向けの扁桃除去方法が処理場に掲示される等の対策がなされていた。また、それぞれの工程において専用器具の使用又は一頭ごとの器具の洗浄により、交差汚染の防止が図られていた。

（5）分別管理

ア と畜後に耳標をスキャンすることにより、生年月日、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが発行され、そのラベルがと体に貼り付けられる。（30 か月齢以下のものには青い線がはいる。）その後、分割、包装、保管、出荷まで、その情報が維持されていた。

イ 対日輸出向け処理を行う場合、生体の受け入れ段階で対日輸出条件にあった

ロットを構成し、ロット単位でと畜されていた。また、30 か月齢超及び以下のと畜については処理する時間帯で分別していた。

ウ フランスで出生し、飼養された牛のみを対日輸出用としていた（対日輸出プログラム上は、出生国はフランスに限定していない）。

（6）製品保管・出荷

冷蔵庫内において、対日輸出製品が適切に区分されていた。

（7）書類及び記録の確認

対日輸出プログラム遵守のために必要なマニュアルの整備状況や分別管理等に係るモニタリング記録を検証したところ、適切であった。

（8）政府による監督体制

ア 各施設において作成される対日輸出処理マニュアル及びその遵守について、DDVS が適切に監視指導を実施していることを確認した。

イ 対日輸出製品について、DDVS の規定に基づいた確認の後、適切に衛生証明書が発行されていることを確認した。

3 総括

対日輸出プログラムの実施状況について、特段問題は認められず、引き続き、対日輸出プログラムの遵守徹底を求めた。

報道関係者 各位

平成 26 年 8 月 21 日

【照会先】

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

室 長 三木 朗 (内線 2495)

室長補佐 今川 正紀 (内線 2474)

(電 話 代 表) 03(5253)1111

(電 話 直 通) 03(3595)2337

フランス産の牛肉の混載事例

- ・検疫所の輸入時検査において輸入条件に適合しないフランス産の牛舌が確認されました。
- ・厚生労働省は、当該施設から出荷された貨物及び牛舌の対日輸出実績がない施設から出荷された牛舌の輸入手続きを停止し、フランス政府に対し詳細な調査（再発防止策等）を要請しました。

1. 事案の概要

- (1) 6月27日、東京検疫所の現場検査において、輸入条件である扁桃の除去が不十分であるフランス産牛肉（冷凍舌 2 箱、36.80 kg）を確認しました。
- (2) 同日、厚生労働省は、当該貨物について、在京フランス大使館に照会しました。
- (3) 7月28日、フランス政府から、本事案については、当該施設等における舌に係る対日輸出条件の理解不足が原因で生じたため、再度周知を行うなど再発防止策を実施する旨の通知がありました。
- (4) また、当該施設からの対日輸出及び牛舌の対日輸出実績がない施設については牛舌の衛生証明書の発給を一時停止する旨の通知がありました。

(注) 貨物の概要

(ア) 出荷施設：SOCOPA VIANDES (FR 61.138.001 CE)

(イ) 輸入者：NANSO CO., LTD.

(ウ) 品目：冷凍舌

(エ) 総重量：2 箱 (36.80 kg)

※当該貨物は全量保管中。

2. 対応

厚生労働省では、当該施設から出荷された貨物及び牛舌の対日輸出実績がない施設から出荷された牛舌について、輸入手続きを停止するよう検疫所に指示しました。

今後、フランス政府からの詳細な調査報告（再発防止策等）を踏まえ、適切に対応することとしています。

(参考) フランス産牛肉における届出及び検査実績 (平成25年 2 月 1 日～平成26年 8 月20日速報値)

届出件数	届出重量(トン)	検査件数	違反件数※
1140	220.83	1129	4

※舌に係る違反 2 件

頭肉に係る違反 2 件